11　第九項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九項第一号	［略］	［略］
	それぞれ一時限又は二時限	二時限
［略］		

12　第九項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九項第一号	［略］	［略］
	それぞれ一時限又は二時限	二時限
［略］		

別表第二（第一条―第四条関係）

［一～五　略］

六　運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行

［七～九　略］

別表第四（第一条―第四条関係）

一　［略］

二　交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回、人の乗降のための停車及び発進その他の旅客自動車の運転に係る走行（次号から第九号までに掲げる事項を除く。）

三　［略］

四　府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行で旅客自動車に係るもの並びに同表に規定する旅客自動車の運転に係る走行（次号から第九号までに掲げる事項を除く。）

［号を削る。］

五～九　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条　指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（令和六年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

改正後	改正前
（教習の科目の基準の細目）	（教習の科目の基準の細目）
第一条　道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。	**第一条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］

11　［同上］

第九項第一号	［同上］	［同上］
	それぞれ一時限又は三時限	三時限
［同上］		

12　［同上］

第九項第一号	［同上］	［同上］
	それぞれ一時限又は三時限	三時限
［同上］		

別表第二（第一条―第四条関係）

［一～五　同上］

六　運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行

［七～九　同上］

別表第四（第一条―第四条関係）

一　［同上］

二　交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回、人の乗降のための停車及び発進その他の旅客自動車の運転に係る走行（次号から第十号までに掲げる事項を除く。）

三　［同上］

四　府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行で旅客自動車に係るもの並びに同表に規定する旅客自動車の運転に係る走行（次号から第十号までに掲げる事項を除く。）

五　運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転に係る走行

六～十　［同上］

［一号ずつ繰り上げる。］